

島根県報

第一、三六八号
平成十四年五月十七日
(金曜日)

目 次

規則	島根県産業交流会館条例施行規則の一部を改正する規則	(商工企画課)	二
告示	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更	(地方課)	二
	大字の区域の変更	(長寿社会課)	二
出	生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	()	三
出	生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	()	三
	土地改良区の役員の就任及びび退任	(農村整備課)	三
	土地改良事業施行の同意	()	四
	漁業災害補償法の規定に基づく同意	(漁業管理課)	四
	漁業災害補償法に規定する加入区の設定の一部改正	()	四
	公有水面埋立ての竣功認可	(港湾空港課)	五
	都市計画事業変更の認可(二件)	(下水道推進課)	六
公 告	林業種苗法の規定に基づく生産事業者の登録事項の変更	(林業振興課)	七
更	平成十四年度島根県狩猟免許試験の実施	(森林整備課)	七
	開発行為に関する工事の完了(二件)	(都市計画課)	八
特定調達公告			

島根県庁本庁舎清掃警備等業務委託に係る一般競争入札の落札者等 (管財課) 九

財務会計及び旅費計算システムの運用管理等補助に関する業務の委託に係る随意契約の相手方等 (会計課) 九

人委規則

職員の日及び休暇に関する規則及び県立高等学校等の教育職員の日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 () 一〇

雑 報

火薬類製造保安責任者試験及び火薬類取扱保安責任者試験の実施 () 一〇

公布された条例等のあらまし

◆島根県産業交流会館条例施行規則(規則第六四号)

一 規則の概要

1 小ホールにおける設備の使用料に係る基準額の追加(別表関係)

小ホール	音響・放送設備	一式	三、一五〇円	マイク三個、マイクスタンド三個を含む。
	移動型映像機器	一式	三五、〇〇〇円	電動スクリーンを含む。
	電動スクリーン	一面	一、五七五円	小ホールの映像機器を使用しない場合に限る。

2 その他規定の整備

二 施行期日

平成十四年六月十五日から施行することとした。

規 則

島根県立産業交流会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年五月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第六十四号

島根県立産業交流会館条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立産業交流会館条例施行規則(平成五年島根県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

別表の二の表多目的ホールの項の次に次のように加える。

小ホール	音響・放送設備	一式	三、一五〇円	マイク三個、マイクスタンド三個を含む。
	移動型映像機器	一式	三五、〇〇〇円	電動スクリーンを含む。
	電動スクリーン	一面	一、五七五円	小ホールの映像機器を使用しない場合に限る。

同表共通の項備考の欄中「大展示場又は多目的ホール」を「大展示場、多目的ホール又は小ホール」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年六月十五日から施行する。

告 示

島根県告示第五百二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五項第一項及び第二百六十条第一項の規定により、島根町長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十四年五月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

新たに土地が生じた場所	面 積	編入先の大字
島根町大字加賀字濱田一五八番四から同大字字岩木五九七番に至る地先までの公有水面埋立地	二、六九七・五〇平方メートル	大字加賀字濱田

(ただし、右地番は、平成十三年八月八日現在のものである。)

島根県告示第五百十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、金城町長から次のとおり大字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

なお、この届出に係る大字の区域の変更の効力は、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定による国土調査の認証の日から生ずる。

平成十四年五月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

一、那賀郡金城町大字今福に編入する区域

大字	地 番
字津井	一七三の三、一七三の四、七二八の一から七二八の五まで、七一九の統一、七二九の二から七二九の五まで、七三〇、七三〇の一、七三〇の二、七三〇の内第二、九五二の一から九五二の三まで、九五三、九五四の一、九五四の二、九五五の一から九五五の三まで、一〇七〇の一、一〇七〇の五及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

(ただし、右地番は、平成十三年十一月一日現在のものである。)

島根県告示第五百十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり

指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年五月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
吉直皮膚科医院	平田市平田町一〇一五	平成十四年三月三十一日

島根県告示第五百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年五月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者	主たる事務所の所在地	廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所	名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人 吉翔会 吉直整形外科クリニック	平田市西平田町二四二	居宅療養管理指導	吉直皮膚科医院	吉直皮膚科医院	平田市平田町一〇一五	平成十四年三月三十一日
医療法人 吉翔会 吉直整形外科クリニック	平田市西平田町二四二	訪問看護	吉直皮膚科医院	吉直皮膚科医院	平田市平田町一〇一五	平成十四年三月三十一日
医療法人 吉翔会 吉直整形外科クリニック	平田市西平田町二四二	訪問リハビリテーション	吉直皮膚科医院	吉直皮膚科医院	平田市平田町一〇一五	平成十四年三月三十一日

島根県告示第五百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十四年五月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

揖屋干拓地土地改良区

一 就任した役員の氏名及び住所
理事

監事

古藤 武好 八束郡東出雲町大字揖屋町二五五〇番地二五
持田 光敏 松江市乃白町一五二番地

坂本 悦朗 松江市乃木福富町五五二番地
久保田耕司 松江市北田町一三二番地六
渡部 孝 八束郡八束町大字寺津一三九番地
矢野 秋雄 松江市東津田町一三三七番地
永島 文男 八束郡東出雲町大字出雲郷六六五番地
永島 敏雄 松江市八幡町五三八番地一
須山 幸夫 松江市朝酌町一二〇〇番地
上山根晴久 八束郡東出雲町大字上意東三五七番地

門脇 篤郎 八束郡八束町大字亀尻三六一番地
 二 就任年月日
 平成十四年三月二十六日
 三 退任した役員の氏名及び住所

理事

坂本 悦朗 松江市乃木福富町五五二番地
 長谷川 功 八束郡東出雲町大字揖屋町五六四番地一
 安部 充 八束郡八束町大字二子八九八番地
 矢野 秋雄 松江市東津田町一三三七番地
 岸本 勝治 松江市竹矢町一三五二番地
 永島 文男 八束郡東出雲町大字出雲郷六六五番地
 児玉 倫知 松江市邑生町三三二番地

監事

野津 公男 松江市大井町六二六番地
 野津 薫 八束郡八束町大字亀尻二六七番地
 加藤 勇 八束郡東出雲町大字下意東一三三八三番地

島根県告示第五百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する
 同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成十四年五月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	同意年月日
仁多町	里田地区区画整理事業(棚田地域等保全整備事業)	平成十四年五月八日

島根県告示第五百十八号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第百八条の二第二項の規定による同意があったと認めためたので、同条第六項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成十四年五月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 加入区の名称
国府加入区
- 二 加入区の区域
浜田市漁業協同組合の地区のうち浜田市国府町、下府町及び久代町の区域
- 三 漁業の区分
漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業

島根県告示第五百十九号

漁業災害補償法に規定する加入区の設定(昭和四十九年島根県告示第五百六十九号)の一部を次のように改正し、平成十四年五月十七日から施行する。

この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成十四年六月十八日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成十四年六月十七日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成十四年五月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

- 2 第二号の表七の項漁業の区分の欄の2を次のように改め、同欄の3から7までを削る。
- 2 ぶり定置漁業、雑漁定置漁業及び小型雑魚定置漁業
- 2 第一号の表八の項漁業の区分の欄の2を次のように改める。
- 2 総トン数二十トン以上百トン未満の漁船により底びき網を使用して行う漁業(以下「大型底びき網漁業」という。)

島根県告示第五百二十号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年五月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

一 竣功認可の年月日

平成十四年五月二日

二 竣功認可を受けた者

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

三 埋立区域の位置、区域及び面積

1 位置

A地区

隠岐郡五箇村大字北方字塩入田一五七三番地四に接する堤防から一五七三番地三に至る間の地先公有水面

B地区

隠岐郡五箇村大字北方字向田一六三三番地から一五七九番地一に接する堤防に至る間の地先公有水面

2 区域

A地区

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点を結ぶ平成七年の秋分満潮位(D・L・+〇・五四メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

区域

①の地点 隠岐郡五箇村大字北方字向田一六二六番地の三の国土地理院福浦岬三等

三角点(標高九二・九四メートル 北緯三六度一七分一七秒五七八九、東

経一三三度一分〇七秒五〇四〇)から一三一度一三分五九秒、一、四一

二・二八メートルの地点

②の地点 ①の地点から三三三度二三分二六秒、二・三〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から一度四一分五〇秒、二・四三メートルの地点

④の地点 ③の地点から二五度一八分五一秒、二・四七メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から三六度一七分三一秒、二・七五メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から四四度二七分三六秒、一〇・二八メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一三五度〇五分三五秒、三・〇五メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から四五度一七分一〇秒、〇・八四メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から一三五度一七分〇六秒、三六・九四メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から一三五度一七分三五秒、七・六〇メートルの地点

B地区

次の各地点を順次に結んだ線及び⑪の地点と⑳の地点を結ぶ平成七年の秋分満潮位(D・L・+〇・五四メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

区域

⑪の地点 隠岐郡五箇村大字北方字向田一六二六番地の三の国土地理院福浦岬三等

三角点(標高九二・九四メートル 北緯三六度一七分一七秒五七八九、東

経一三三度一分〇七秒五〇四〇)から一三一度一分五八秒、一、一八

八・一八メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から四五度一八分四二秒、八・〇六メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から四五度一六分三二秒、四七・〇七メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から七〇度三分五〇秒、一・二四メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から四四度五一分五〇秒、八・六三メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から一三二度四分五〇秒、一・〇一メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から四二度二分〇七秒、二・〇二メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から四五度二五分〇五秒、三・〇〇メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から一三四度五一分〇一秒、三・五一メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から一三五度一四分三一秒、二九・九六メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から一三五度一四分三五秒、四三・〇二メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から一三五度一五分四三秒、一二六・九九メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から二二五度一五分三〇秒、一〇・〇三メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から二二五度一五分五四秒、二五・九七メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から一三五度一七分〇九秒、三・九七メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から二二五度一四分二二秒、〇・八四メートルの地点

- ⑳の地点 ㉑の地点から一三五度三三分二秒、三・〇六メートルの地点
- ㉒の地点 ㉓の地点から二二四度五三分四一秒、一〇・三九メートルの地点
- ㉔の地点 ㉕の地点から二二四度三〇分二八秒、八・八八メートルの地点
- ㉖の地点 ㉗の地点から一九八度五七分一四秒、一・三二メートルの地点
- ㉘の地点 ㉙の地点から一九七度三七分五三秒、一・四六メートルの地点

3 面積

全 体 一六、六七一・〇五平方メートル

A地区 四六三・一二平方メートル

B地区 一六、二〇七・九三平方メートル

四 免許の年月日及び番号

平成八年十一月二十九日 指令七港第四号の二

五 閲覧場所

五箇村役場

島根県告示第五百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年五月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

一 施行者の名称

木次町・三刀屋町公共下水道事務組合

二 都市計画事業の種類及び名称

木次都市計画及び三刀屋都市計画下水道事業

木次町・三刀屋町公共下水道

三 事業施行期間

平成五年一月二十六日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

平成五年島根県告示第八十三号及び平成十年島根県告示第七百四号の事業地のうち、大原郡木次町大字山方、大字木次、大字新市、大字西日登及び大字下熊谷並びに飯石郡三刀屋町大字三刀屋及び大字下熊谷を削り、大原郡木次町大字里方地内において事業地を変更する。

(二) 使用の部分

平成五年島根県告示第八十三号及び平成十年島根県告示第七百四号の事業地に、大原郡木次町大字里方、大字山方、大字木次、大字新市、大字西日登、大字下熊谷、大字上熊谷及び大字東日登並びに飯石郡三刀屋町大字三刀屋、大字下熊谷、大字給下及び大字古城を加える。

島根県告示第五百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年五月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

一 施行者の名称

横田町

二 都市計画事業の種類及び名称

横田都市計画下水道事業

横田町公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十三年七月十九日から平成十八年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

昭和六十三年島根県告示第六百九十八号、平成四年島根県告示二百二十八号、平成七年島根県告示第九百九十号及び平成十二年島根県告示第五百十号の事業地に横田町大字横田字子ヲロシ、字西原田、大字下横田字猫田、字上高畦、大字稻原字道下田、字成林南、字次郎右門垣内、字馬寄原、大字中村字堂ノ前、字家ノ庭、字家ノ脇、字家ノ上、字家ノワキ山ワキ、字家ノ上山キワ、字家ノワキ、字長畑、字長畑前、字蔵畑、字口田畑、字庭畑、字空田、字吉本、字表庭、字表、字風呂屋、字京田落、字富木、字京田、字塚田、字ミスヤ、字カキノ内、字下モ御供田、字下モ作阿弥陀、字下モ橋詰、字上ミ橋詰、字大下モ、字田中、字下夕西田、字下夕中垣内、字中田、字簾屋隠居、字サコ、字中垣内後、字中垣内落、字上中垣内、字脇田、字柳屋、字ツウカサコ、字熊野、字熊野屋前下、字道端、字下鍛冶屋、字鍛冶屋サコ、字庭田、字川原、字落合、字落合下川原、字上川原、字橋詰川原、字橋詰、字落合カケ田、字落合砂田、字下川原、字畑堀、字砂田、字二久保田、字一ツ久保、字チカ田、字砂流田及び屋敷地内を加える。

公 告

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）の規定に基づく生産事業者の登録事項を次のとおり変更したので、同法第十六条第二項の規定により公告する。

平成十四年五月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		事業所の名称及び所在地	
	変更前	変更後	変更前	変更後
二〇二	木次町森林組合 代理理事組合長 石田 進	大原郡森林組合 代理理事組合長 石橋大造	木次町森林組合 大原郡木次町木次	大原郡森林組合 大原郡木次町大字 山方一三五八一

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号。以下「法」という。）第七条第一項の規定に基づき、平成十四年度島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号。以下「施行規則」という。）第三条第二項の規定に基づき公告する。

平成十四年五月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 対象者
- 県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者
- 二 狩猟免許を受けることができない者
- 1 法第五条の免許の欠格事由に該当する者
 - 2 二十歳に満たざる者
 - 3 精神病患者、知的障害者又は癲癇病患者
 - 4 麻薬、大麻、阿片又は覚醒剤の中毒者
- 三 試験科目等
- 1 適性検査

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運動能力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

2 知識試験

科 目	時 間
鳥獣保護及び狩猟に関する法令	九十分
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第七条第三項各号の一に該当する者については、知識試験科目のうち、

鳥獣保護及び狩猟に関する法令及び鳥獣に関する知識を免除する。
3 技能試験

免許の種類	試験事項
甲種	鳥獣の判別、猟具の判別、猟具の架設
乙種	鳥獣の判別、距離の目測、銃器の装てん・分解・射撃姿勢・受渡し等
丙種	鳥獣の判別、距離の目測、銃器の装てん・射撃姿勢・圧縮操作等

四 開催日時、場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対象区域
七月七日(日)	午前九時三〇分～	浜田市野原町一八二六の一 いわみーる	県下全域
七月二二日(日)	午前九時三〇分～	大原郡木次町里方五五 チェリヴァーホール	県下全域
七月二六日(金)	午前九時～	出雲市大津町一三三九 出雲合同庁舎	県下全域
七月二六日(金)	午前九時～	隠岐郡西郷町港町塩口二四 隠岐合同庁舎	県下全域
八月七日(水)	午前九時～	松江市東津田町一七四一の一 松江合同庁舎	県下全域
八月七日(水)	午前九時～	益田市昭和町一三〇の一 益田合同庁舎	県下全域
八月二一日(日)	午前九時三〇分～	邑智郡川本町川本三三三二の一五 悠々ふるさと会館	県下全域

五 狩猟免許試験申請方法等

1 狩猟免許試験申請手続き

狩猟免許試験申請書に記載事項を記入し、写真(申請前六ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルのもの、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)一枚及び返信用封筒(受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手をはり付け、あて名を明記したもの)を添えて申請すること。

また、施行規則第二条第二項第一号に該当する者(鉄砲の所持許可を現に受けていない者)にあつては、医師の診断書を添付すること。

2 狩猟免許申請手数料

法第七条第三項各号の一に該当する者については、四千円、それ以外の者については五千三百円とし、その金額に相当する額の島根県収入証紙を申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。

3 狩猟免許試験申請書提出期限

島根県農林水産部森林整備課並びに隠岐支庁林業課及び各農林振興センター林業課に備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の十日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書きし、試験実施日の十日前までに必着すること。

4 申請書の提出先

郵便番号 六九〇―八五〇一 松江市殿町一番地
島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室

(電話) 〇八五二―二二―五一六〇

六 その他

1 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。

2 試験についての問い合わせは、島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室又は隠岐支庁林業課もしくは各農林振興センター林業課にすること。

次の開発行為に関する工事が終了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。
平成十四年五月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

一 開発区域

益田市高津町イ一、七四二番二一 外十二筆

- 面積 三、九四七・二四平方メートル
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
益田市中島町イ三七四番地
徳栄建設株式会社 代表取締役 安田徳太

次の開発行為に関する工事が終了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年五月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 開発区域
仁多郡仁多町大字三成一、五九〇ノ一 外六筆
面積 四、七九一・〇〇平方メートル
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
仁多郡仁多町大字三成三五八ノ一
仁多町土地開発公社 理事長 岩田一郎

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公示する。

平成14年 5月17日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 役務の名称及び数量
島根県庁本庁舎清掃警備等業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県総務部管財課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成14年 3月28日

4 落札者の氏名及び住所

太平ビルサービス株式会社 島根県松江市雑賀町201番地

5 落札金額

41,983,200円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成14年 2月15日

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公示する。

平成14年 5月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 役務の名称及び数量

財務会計及び旅費計算システムの運用管理等補助に関する業務の委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県出納局会計課 島根県松江市殿町一番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成14年 4月 1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社 川崎市中原区上小田中4丁目1番1号

5 随意契約に係る契約金額

33,516,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

人事委員会規則

職員の休日及び休暇に関する規則及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年五月十七日

島根県人事委員会委員長 吉 岡 瑩

島根県人事委員会規則第十二号

(職員の日及び休暇に関する規則の一部改正)

第一条 職員の日及び休暇に関する規則(昭和二十七年島根県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一年につき五日を超えない範囲内で必要と認める期間
---	--------------------------

(県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第二条 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則(昭和三十一年島根県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一年につき五日を超えない範囲内で必要と認める期間
---	--------------------------

附 則

この規則は、平成十四年六月一日から施行する。

雑 報

火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)第三十一条の三第一項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る火薬類製造保安責任者試験及び火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施するので、火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)第七十三条の規定により告示する。
平成十四年五月十七日

社団法人全国火薬類保安協会会長 中 村 輝 夫

一 試験の種類

- 丙種火薬類製造保安責任者試験
- 甲種火薬類取扱保安責任者試験
- 乙種火薬類取扱保安責任者試験

二 試験日時

平成十四年八月二十五日(日) 十三時から十五時まで

三 試験科目

丙種火薬類製造保安責任者試験	火薬類取締りに関する法令 信号えん管、信号火せんまたは煙火(原料用火薬および爆薬を含む。)製造工場保安管理技術
甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験	一般教養科目 火薬類取締りに関する法令 一般火薬学

四 試験場所

松江市及び浜田市

五 受験願書常置場所及び提出先

能義郡広瀬町石原三三一―三 能義安来建設業会館内 安来能義地方火薬類保安協会
松江市学園南一丁目一七―三 松江地区広域行政組合消本部内 松江地区火薬類保安協会

大原郡木次町里方一〇四五―八 雲南建設会館内 大原飯石地方火薬類保安協会

仁多郡仁多町三成六六四―二五 仁多郡建設会館内 仁多地方火薬類保安協会

出雲市塩冶有原町六一三九 (社) 島根県採石協会内 出雲簸川地方火薬類保安協会

大田市大田町大田イ一七九―三 大田建設会館内 大田邇摩地方火薬類保安協会

邑智郡川本町大字川本二三八―三 邑智建設会館内 邑智郡火薬類保安協会

浜田市原井町九〇八―二八 浜田建設会館内 那賀郡地方火薬類保安協会

益田市中吉田町四一三一六 益田建設会館内 益田地方火薬類保安協会

鹿足郡津和野町後田イ五八―一 鹿足建設会館内 鹿足地方火薬類保安協会

隠岐郡西郷町大字西町字名田の四、三四―一 隠岐建設会館内 隠岐地方火薬類保安協会

協会

六 受験願書受付期間

平成十四年六月二十五日(火)から七月四日(木)まで(郵送による場合は、七月四日までの消印があるもの限り受け付ける。)

七 受験手数料

一一、〇〇〇円(所定の方法により納付すること。)

毎週火・金曜日発行

平成十四年五月十七日印刷
平成十四年五月十七日発行

発行者
島
根
県

印刷所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)